

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条例名	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例				
条例番号	平成25年神奈川県条例第9号	法規集	第6編第1章第6節		
所管室課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課				
条例の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第43条第1項及び第2項並びに第41条の2第1項第1号及び第2号の規定に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第30条第1項第2号イの規定に基づく基準該当障害福祉サービスの事業が満たすべき基準等を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、法により条例で定めることとされている指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保するため、有効に機能している。			○指定事業所数 平成30年3月 1,576事業所
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第2期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらするしくみづくり」及び「第5期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「イ 地域生活を支えるサービスの充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、法に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
その他					
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。 			理由等	
				現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	